

# 令和4年度 普天間第二小学校部活動規約

(本規約は令和4年6月1日より施行する。)

## 1 部活動の意義

部活動(スポーツ少年団)は、スポーツに親しみ、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、互いに励まし合い、協力する中で、友情を深め、フェアプレイの精神を学ぶ場となっている。

## 2 普天間第二小学校部活動名

### (1) 運動場使用の部活

①野球部 ②サッカー部

### (2) 体育館使用の部活

①男子バスケットボール部 ②女子バスケットボール部 ③バレーボール部  
④ハンドボール部 ⑤バトミントン部

## 3 活動日について

(1) 平日は、週2回(活動日は、各部活動で調整して申請する)

(2) 休日は、土曜・日曜(祝日は、各部活動で調整して活動)

## 4 活動時間について

活動時間は、県の方針に沿って次の通りとする。

### (1) 平日活動時間

17:00～19:00(2時間)とする。

※平日の活動時間も、各部活動で調整し時間帯を決める。

### (2) 休日活動時間(土曜日)

① 8:00～10:30(2時間30分)

② 10:30～13:00(2時間30分)

③ 13:00～15:30(2時間30分)

④ 15:30～18:00(2時間30分)

### 休日活動時間(日曜・祝日)

① 9:00～12:00(3時間)

② 12:00～15:00(3時間)

③ 15:00～18:00(3時間)

※休日の活動時間も、各部活動で調整し時間帯を決める。

※運動場で活動する部活動は、お互いに調整し3時間とする

## 5 休養日(活動休止日)について

(1) 週に2日以上休養日とする。

(2) 県が定める、第3日曜日(家庭の日)を原則休養日とする。

※ 大会等で練習ができなかった振り替え日として、あてることができる。

ただし、学校の許可をとること

(3) 旧盆の3日期間(8/10～8/12)は、部活動を休止とする。

(4) 年末・年始(12/31～1/3)は、部活動を休止とする。

## 6 学校施設使用許可申請書および学校備品借用について

- (1) 各部活動は、次月の活動願いを20日までに申請書を事務室に提出し学校長に許可をとる。  
※ 許可を得た申請書は、部活動BOX3日後に受け取る。
- (2) PTAで購入した(カラーコーン等)備品を借用する際は、7日前までに借用書を提出する。

## 7 大会(練習試合)等について

- (1) 本校で大会等を開催したい場合は、10日前までに「学校施設許可申請書」を提出する。
- (2) 大会等を本校で開催し場合は、他の部活動と調整して許可をとる。  
(駐車場借用の際にも、事前に許可を得る。)
- (3) 同月に2回以上、大会等の会場校にならないよう留意する。  
(他の部活動の練習時間確保のため)  
※職員駐車場(休日に仕事をするため)として、駐車場5台分を空ける。(地下駐車場)

## 8 その他

- (1) 土曜日、日曜日の休日等の活動後は、十分な休息を取らせる。  
※次の日の学校(学業)に影響(欠席)がないようにお願いします。
- (2) 大人(指導者や保護者)不在での練習および自主練習は行わない。
- (3) 活動後は、運動場および体育館の清掃を行う。(トイレの保清にも努める)
- (4) 活動前後の買い食い、ゴミのポイ捨て等を行わないよう指導する。
- (5) 体育館・運動場等では、常に道具・用具の整理整頓を心がける。
- (6) 体育館舞台・ギャラリー等での練習は行わない。※舞台照明等があるため。
- (7) 活動で使用する施設・設備、備品の安全点検を行う。
- (8) 体育館の電気の消灯および施錠等は、(指導者又は保護者)が行う。
- (9) 大会等で駐車場を借用する場合は、駐車場誘導係をおき、安全を確保する。
- (10) 体育館前・運動場前・児童玄関前は、車の乗り入れをしない。
- (11) 活動中に出たゴミは持ち帰る。学校のゴミ箱は使わない。
- (12) 大会等で他校が来校する際は、体育館・運動場、校舎周辺のゴミの片付け等を行う。  
(他校の指導者や保護者へも呼びかけを行う。)
- (13) PTA作業を行っている時間帯は、部活動を休止とする。
- (14) 部活動連絡会で確認した内容は、確実に保護者・関係者へ知らせる。
- (15) OB会等を行う際も、事前に「学校施設許可申請書」を提出する。  
(校内で、ガスや火等を扱うことは、禁止とする)  
※トイレットペーパー(消耗品)を、現物で学校へ提供する  
(6個入り×5セット:1学期2セット、2学期2セット、3学期1セット)